

# 第1章

## 計画策定の背景と目的





## 1.1. 計画策定の目的と位置付け

広島県では、平成7(1995)年3月に環境の保全に関する基本理念を定めた「広島県環境基本条例」を制定し、平成9(1997)年3月にはその規定に基づく「広島県環境基本計画」を定めて、《環境にやさしい広島づくりと次代への継承》の基本理念のもとに、環境関係施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

平成15(2003)年3月には、「広島県環境基本計画」の改定を行い、中長期的な視点から着実に取り組むべき重点プロジェクトの1つとして「地球温暖化の防止」を掲げています。

京都議定書の発効により、我が国は平成20(2008)年～平成24(2012)年の間に、基準年である平成2(1990)年の温室効果ガス排出量を6%削減する国際的な責務を負うこととなりますが、我が国の平成13(2001)年度<sup>1</sup>の状況は、基準年度と比較して5.2%増加しており、京都議定書の目標達成は厳しい状況にあります。

また、本県でも同様に11.0%増加しており、目標達成のために県としては、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を積極的に推進していく必要があります。

このため、産業・運輸・民生の各部門の置かれた状況を踏まえつつ、県民・事業者・行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして、本計画を策定します。

<sup>1</sup> 京都議定書では、温室効果ガス排出量を暦年で算出することとしておりますが、現在、国では年度で算出しています。

## 1.2. 計画の基本事項

### 1.2.1 計画の対象地域

本計画の対象地域は、広島県全域とします。

### 1.2.2 対象ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」で定められた6種類の温室効果ガスとします。

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- パーフルオロカーボン(PFC)
- 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

### 1.2.3 基準年

京都議定書を基にして、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については、平成2(1990)年度、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄については、平成7(1995)年度とします。

### 1.2.4 目標年

計画の目標年は、本県環境施策の基になる環境基本計画の計画終了年であり、京都議定書の第1約束期間の中間年度にあたる平成22(2010)年度とします。

## 1.3. 地球温暖化問題の概要

### 1.3.1 地球温暖化のメカニズム

地球は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの「温室効果ガス」によって、太陽からの日射エネルギー(太陽放射)と、地球から宇宙に向けて放射される赤外線(熱放射)とのバランスを保ち、人間や動植物にとって住みよい温度に保たれています。

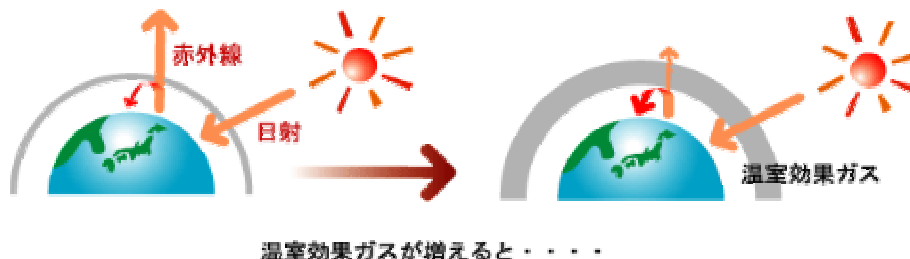
しかし、近年、産業の急速な発展に伴って、人類が石炭や石油などを大量に消費するようになったため、大気中の二酸化炭素の量は 200 年前と比べて 30%程増加し、温室効果ガスの大気中の濃度は急激に上昇しています。

温室効果ガスの大気中濃度が高まると、地球が放射する赤外線が宇宙に放出されず、温室効果ガスに吸収され、吸収された熱は再び地表面へ放射されます。この地表に向かって放射された熱により、地表面は必要以上に暖められ、「地球温暖化」が起こります。

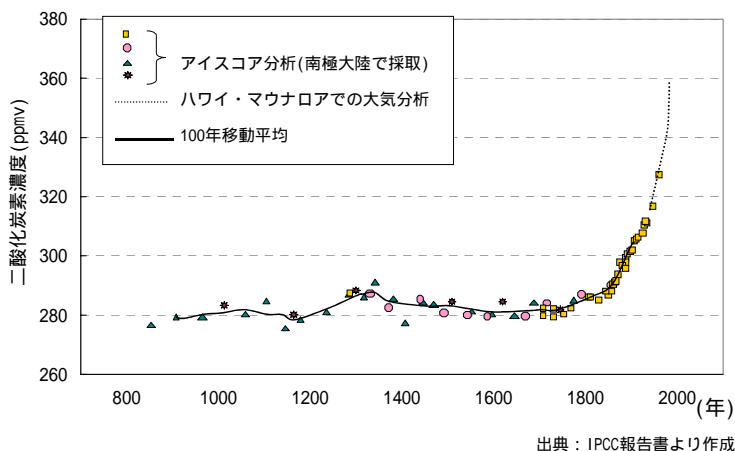
このまま地球温暖化が進むと、西暦 2100 年には地球の平均気温が西暦 1990 年に比べて 1.4~5.8 上昇すると予測<sup>1</sup>されています。

広島市の平均気温の推移について見てみると西暦 1990 年以降、平均気温が上昇しています。

図表 1-1. 地球温暖化のメカニズム

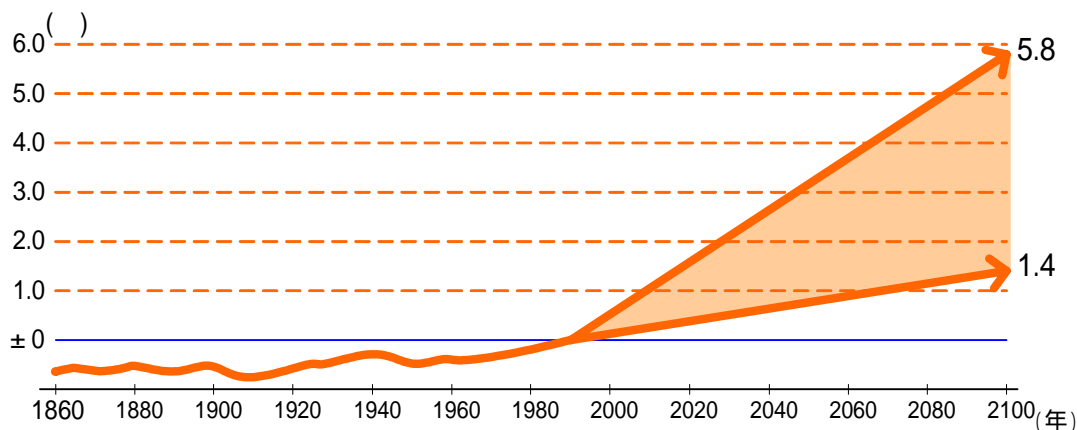


図表 1-2. 大気中の二酸化炭素濃度の変化

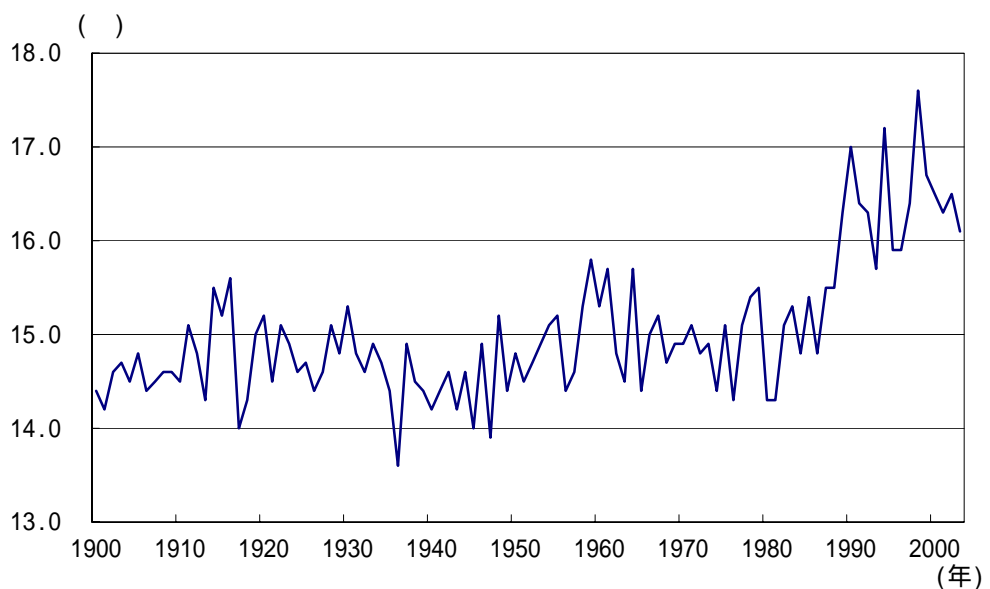


1 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による予測

図表 1-3. 過去 140 年間で将来の気温上昇の予測



図表 1-4. 広島 1 の平均気温の推移(1900 年 - 2003 年)



1 図表 1-4 の観測地点は以下のように移転しています。

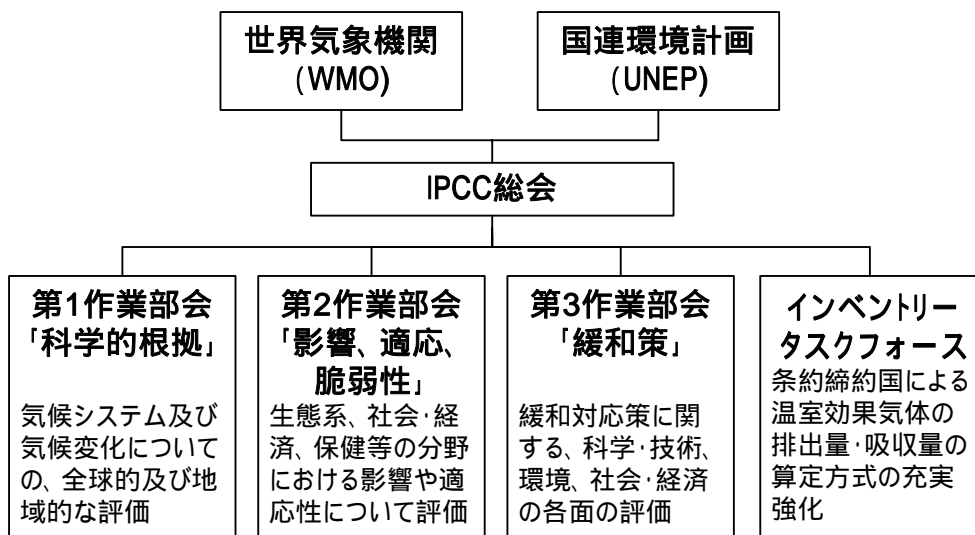
明治 12 年 安芸国広島区水主町（広島県庁内） 明治 25 年 広島市大字国泰寺村 昭和 9 年 広島市江波町  
昭和 63 年 広島市中区上八丁堀（広島合同庁舎内）



### IPCC とは

地球温暖化の実態把握とその精度の高い予測，影響評価，対策の策定を行うことを目的として，世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）の協力の下に 1988 年に設立されたのが IPCC です。正式には，「気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）」と言います。

この IPCC には三つの作業部会があり，気候変動の科学的な評価を第一作業部会，気候変動による環境・社会・経済への影響評価を第二作業部会，気候変動による影響の緩和策の策定を第三作業部会がそれぞれ担当しています。また，作業部会とは別にタスクフォースも設置されており，IPCC の国家温室効果ガス目録プログラムにおける一切の責任を負っています。



IPCC は 1990 年，1995 年にそれぞれ 1 回目，2 回目の報告書を取りまとめ（第一次評価報告書，第二次評価報告書），2001 年には 3 回目の報告書となる第三次評価報告書を取りまとめました。

気象庁資料より作成

### 1.3.2 地球温暖化の影響

地球温暖化の影響は私たちには想像のつかないスピードで進んでいます。温暖化による気温の上昇は、人類を含む地球上の生物全般に様々な影響を及ぼすと予測されています。

#### (1) 海面水位の上昇

北極・南極では、気候変動の兆候が地球上で最も顕著に見られる所だと言われています。

北極圏のほぼ全域で過去 20 年間に気温が急激に上昇し、夏の平均気温が 10 年間ごとに 1.22 度のペースで高くなっています。これは、過去 100 年間の温度上昇の 8 倍であることがわかりました。また、北極付近の氷は、過去 25 年間で 7.4%減少しています。

南極半島付近では、厚さ 200m の巨大な棚氷(たなごおり = 氷が海上に突き出した部分)の大規模な崩壊や、残っている棚氷の標高が最大で年間 27cm のペースで低くなっていることがわかりました。南極では、夏の平均気温が、氷が解けるセ氏零度を上回りつつあり、温暖化の影響が顕著に現れています。このまま地球温暖化が進めば、大量の氷が海に流れ込んで溶け出し、急激な海面上昇を引き起こす危険性があります。

このように、海面の水位は年々上昇しています。地球温暖化がこのまま進み、西暦 2100 年に平均気温が西暦 1990 年に比べて 1.4 ~ 5.8 上昇した場合、海面は 9 ~ 88cm 上昇すると予測されています。

海拔の低い地域や一部の国が水没する恐れもあり、低地に住む人々は、家を失い、難民となってしまいます。

仮に水位が 1m 上昇したとすると、日本では東京都より広い約 23 万ヘクタールの土地が満潮面以下になり、そこに住む 410 万人の人々と国民資産約 110 兆円の安全性を確保するため、堤防嵩上げなど、11 兆円の対策費用が必要になると推計されています。



## (2) 異常気象と自然災害の激化

各地の気温が上昇するだけでなく、季節変化がまったく変わってしまったり、雨や雪の降り方のパターンが変化したり、季節風の吹き方や台風のコースが変化すると言われています。

その結果、地域によっては干ばつや洪水が起こり、高潮の発生頻度が増加し、洪水や高潮による被害は、海面水位の上昇に伴ってさらに拡大される恐れがあります。また、世界各地で頻発している異常気象(洪水,熱波,エルニーニョによる現象など)がさらに増えることも考えられます。

## (3) 植生の変化

地球上の植物は気温による棲み分けを行っています。しかし、平均気温が3℃上がるとした場合、今の日本の植生は北へ500km程度または標高の高い方へ500m程度も移動しなければなりません。山頂付近に生息する高山植物などは、生育環境そのものを失ってしまう可能性もあります。

また、自ら運動し移動することができない植物は、急激な温度変化に対応できず、絶滅する種も出てきます。また、日本では複雑な地形や都市などの人工物が移動を阻害する場合があります。

こうした植生の変化により、希少な動植物が絶滅するなど生態系全体に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



ナガサキアゲハ。メス。台湾や中国南部、国内では九州、紀伊半島などに生息する。近年関東地方でも発見が相次いでおり地球温暖化との関係が指摘されている。

(伊丹市昆虫館) JCCCA ホームページより

#### (4) 感染症の発生

熱帯や亜熱帯に見られるマラリアなどの感染症の媒介動物（蚊など）が温度上昇により、その生育範囲を高緯度へ拡大し、媒介動物が日本に侵入してくる可能性があります。これにより、西日本一帯まで死亡率の高い熱帯熱マラリアの流行危険地域に入る可能性があります。また、その他の熱帯性の感染症についても、流行地域や流行期間が拡大する可能性があります。

#### (5) 食糧生産への影響

農業への影響については、温暖化の程度が小さい場合は、作物の栽培可能地域が広がる他、耕作適期が伸びるという予測もあります。しかし、温暖化が進行するにつれて、世界の穀倉地帯の多くが乾燥するなどマイナス面の影響が大きいと予測されています。

また、作物によっては、高温による障害、雑草や害虫の増加による悪影響も出ます。また、気候に合わせた新たな農地の開発が、更なる環境破壊につながる危険性もあります。

漁業においても、水温の上昇、海流や海中の水流の変化、プランクトン発生の変化などにより、漁獲量や漁場に影響することが予想されます。

海外から食糧の60%を輸入している日本は、世界の食糧事情が大幅に変化すると、深刻な食糧難に陥る恐れがあります。また、西日本では、ジャポニカ米を生産することができなくなり、インディカ米（パサパサしたお米）への転換や、高温に強い新品種を開発する必要がでてきます。



降雨不足により干上がる沼。灌漑設備や農機具、化学肥料等投入の少ないサハラ砂漠の南縁部サヘル地域では、天然降水に依存しており、降雨量が多ければ平年作、少なれば凶作を意味する。このように降雨不足は飢饉に直結している。  
(写真提供：緑のサヘル)JCCCA ホームページより



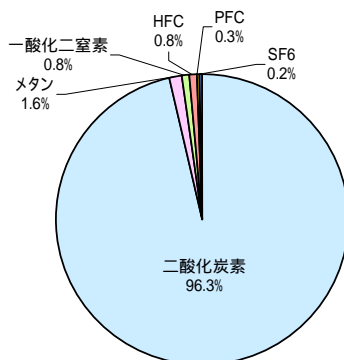
### 温室効果ガスの種類

地球温暖化を引き起こす温室効果ガスには、次のようなものがあります。最も代表的な温室効果ガスは二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)で、広島県内の温室効果ガス排出量の96.3%を占めています。

各温室効果ガスの温室効果の度合いはすべて異なりますが、各ガスの温室効果の強さを、二酸化炭素の温室効果を1とした場合の「地球温暖化係数(GWP)」という数値で表します。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発表した地球温暖化係数(GWP)によると、積算期間100年(各温室効果ガスが100年間に及ぼす地球温暖化の効果)の場合、二酸化炭素を1とするとメタンは約20倍、一酸化二窒素は約300倍もの影響力をもっています。

温室効果ガス		地球温暖化係数	性質	用途, 排出源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )		1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン(CH <sub>4</sub> )		21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	燃料の漏洩、稲作や畜産など
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼など(特に自動車)
オゾン層を破壊するフロン類	CFC, HCFC等	数千~1万程度	塩素などを含むオゾン層破壊物質で、同時に強力な温室効果ガス。モントリオール議定書で生産や消費を規制	スプレー, エアコン, 冷蔵庫などの冷媒, 半導体洗浄など
オゾン層を破壊しないフロン類	HFC(ハイドロフルオロカーボン類)	数百~1万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー, エアコン, 冷蔵庫などの冷媒, 半導体洗浄など
	PFC(パーフルオロカーボン類)	数千~1万程度	水素もなく、炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体洗浄など
	SF <sub>6</sub> (六フッ化硫黄)	23900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電力の絶縁体や, 半導体洗浄など

広島県の温室効果ガスの排出量割合 平成13(2001)年度



メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については、地球温暖化係数(GWP)を乗じて二酸化炭素換算した値で比較

## 1.4. 計画策定の背景

### 1.4.1 温暖化防止に向けた世界の取り組み

#### (1) 京都議定書までの道のり

昭和60(1985)年頃から温暖化防止に向けた国際的な取り組みが行われてきました。

平成4(1992)年にブラジル・リオデジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議(UNCED/地球サミット)」が開催されました。この会議では、平成2(1990)年レベルで大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという目標のもとに、「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」が155カ国の代表によって署名されました。

平成9(1997)年に京都で第3回締約国会議(COP3)が開催され、先進締約国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた法的文書「京都議定書」が採択されました。

京都議定書までの国際交渉の流れを以下の表に示します。

昭和60年10月 (1985年)	フィラハ会議 (オーストリア)	地球温暖化問題が急速に国際政治の問題として認識されるきっかけとなる
昭和63年6月 (1988年)	トロント会議 (カナダ)	「2005年までにCO2排出レベルを88年レベルから20%削減、長期目標としては50%削減」(トロント目標)
昭和63年11月 (1988年)	「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の設立	
平成元年3月 (1989年)	ハーグ環境首脳会議	
平成元年7月 (1989年)	ノルトヴェイク会合 (オランダ)	「気候変動に関する閣僚会議」安定化の必要性を確認する閣僚宣言
平成2年11月 (1990年)	第2回世界気候会議 (ジュネーブ)	IPCCの第一次報告を受け、国連総会にて気候変動枠組条約の作成を決議 1992年の署名を目指す
平成4年5月 (1992年)	気候変動枠組条約採択	「大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極の目的とし、先進国に自国の温暖化対策と途上国への支援を求めた
平成4年6月 (1992年)	地球サミット (リオデジャネイロ)	条約署名開始・155カ国が署名
平成6年3月 (1994年)	気候変動枠組条約発効	
平成7年3月 (1995年)	第1回締約国会議 COP1 (ベルリン)	開発途上国に対しては新たな約束を課さないことなどを盛り込んだ決議「ベルリン・マンデート」が採択
平成8年7月 (1996年)	第2回締約国会議 COP2 (ジュネーブ)	法的拘束力のある約束を目指すとの宣言を行った(ジュネーブ宣言)
~	議定書交渉(AGBM会合)	議定書づくりの一連の交渉はAGBM(ベルリン・マンデート・アドホックグループ)と呼ばれ、COP1からCOP3までに全部で8回開催された
平成9年12月 (1997年)	第3回締約国会議 COP3 (京都)	京都議定書採択：先進国の数値目標設定



### 京都議定書の要点

先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。達成方法については、各国の政策に任されている。

対象ガス	二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，代替フロン等 3 ガス(HFC，PFC，SF6)の合計 6 種類		
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入 (日本 3.9%，EU 0.5%，カナダ 7.2%等)		
基準年	平成 2(1990)年(HFC，PFC，SF6 は平成 7(1995)年としてもよい)		
目標期間	平成 20(2008)年～平成 24(2012)年の 5 年間		
数値目標	先進国全体で少なくとも 5%削減を目指す。 先進国の目標 日本 6%，米国 7%，EU 8%等		
	(参考)	数値目標	吸収源枠
		日本	6%
		EU	8%
		吸収源枠	3.9%
		温室効果ガス排出量	2.1%
		吸収源枠	0.5%
		温室効果ガス排出量	7.5%

国際的に協調して目標を達成するための仕組み(京都メカニズム)を導入

排出量取引	先進国間での排出枠(割当排出量)をやり取り
共同実施	先進国間での共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り 例)日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業
クリーン開発メカニズム	先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得 例)日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

環境省ホームページより作成

## (2) 京都議定書以降の取り組み

第3回締約国会議(COP3)以降、京都議定書の発効に向けて更なる取り組みが進められています。

平成13(2001)年11月、モロッコのマラケシュで開催された第7回締約国会議(COP7)では、ボン合意に基づいて詳細な「マラケシュ合意」が成立しました。「マラケシュ合意」では、京都議定書の運用ルールが決められました。

平成15(2003)年12月にイタリアのミラノで開催された第9回締約国会議(COP9)までに京都議定書が発効し、議定書の締約国会合(COP/MOP1)がCOP9と同時に開催されることが期待されていましたが、実現しませんでした。

京都議定書以降の国際交渉の流れを以下の表に示します。

平成10年11月 (1998年)	第4回締約国会議 COP4 (ブエノスアイレス)	ブエノスアイレス行動計画採択・COP6で京都議定書のルールの詳細を決定することに
平成11年10月 (1999年)	第5回締約国会議 COP5 (ボン)	
平成12年11月 (2000年)	第6回締約国会議 COP6 (ハーグ)	京都メカニズムや吸収源を最大限活用して目標達成したいアメリカや日本、カナダなどから成るアンブレラグループと、あくまでも国内対策を重視し、京都メカニズムや科学的に不確実性の多い吸収源の利用に制限をかけるべきであると主張するEUや発展途上国グループの意見が対立、交渉は中断
平成13年3月 (2001年)	アメリカが京都議定書交渉からの離脱を宣言	
平成13年7月 (2001年)	第6回締約国会議再開会合 COP6-Part2 (ボン)	途上国問題、京都メカニズム、吸収源、遵守制度の運用ルールなどもっとも合意が難しかった論点について合意をした(ボン合意)
平成13年10月 (2001年)	第7回締約国会議 COP7 (マラケシュ)	京都メカニズム、吸収源、遵守制度、途上国問題を実施するしくみや詳細な運用ルールの最終案、京都議定書のルールに最終合意(マラケシュ合意)
平成14年10月 (2002年)	第8回締約国会議 COP8 (ニューデリー)	京都議定書に基づく報告・審査ガイドラインが策定され、クリーン開発メカニズム(CDM)の手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けて進展
平成15年12月 (2003年)	第9回締約国会議 COP9 (ミラノ)	京都議定書を実施していくために必要なさらに詳細なルールを決定





### マラケシュ合意で決定した吸収源活動の対象範囲

マラケシュ合意(COP7)で、平成2(1990)年以降に行われた新規植林、再植林及び森林減少に限定し、その吸収量を削減目標の達成に用いることになりました。

#### 3条3項 対象となる吸収源活動 ~

新規植林（50年間森林でなかった土地を人間の手で森林にすること）  
 再植林（過去森林が他の土地で転用され、平成2(1990)年時点で森林でなかった土地をまた森林に戻すこと）  
 森林減少（森林を人間の手で他の土地に変えること）



すべての先進国に適用基準年時点での吸収分はカウントせず（ゼロとみなす）、約束期間の吸収分の増減を算入する。

#### 3条4項 3条3項以外の活動で追加的に第1約束期間から利用を選択できる活動 ~

森林管理（森林の生態的・経済的・社会的機能を発揮させること）  
 放牧地管理（植物や家畜生産の量と種類を管理する活動）  
 農地管理（農作物が育成されている土地、一時的に生産していない土地での活動）  
 植生回復（森林の定義を満たさない草地などでの吸収源活動）



は、各国ごとに上限値を決定。国内の森林管理と共同実施を通じた森林管理の合計値の上限。基準年時点での吸収分はカウントしない。  
 は、上限値なし。約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)の吸収量から基準年(平成2(1990)年×5)の吸収量を引いた純吸収量を対象にできる。

森林管理の適用上限値

締約国	万 t-C/年*	基準年排出量比**	数値目標
日本	1300	3.9%	-6%
カナダ	1200	7.2%	-6%
ロシア	3300	4.0%	±0%
フランス	88	0.6%	±0%
ドイツ	124	0.4%	-21%
イギリス	37	0.2%	-12.5%
ノルウェー	40	2.8%	+1%
オランダ	1	0.0%	-6%
スウェーデン	58	3.0%	+4%

\* 国内の森林管理活動と共同実施における森林管理活動を合わせた上限値(炭素換算)  
 \*\* UNFCCC のイベントリーデータより作成





### 1.4.3 広島県の取り組み

地球温暖化問題は、地球規模という空間的広がり、将来にわたる影響という時間的広がりを持ち、その影響、規模の深刻さから、21 世紀最大の環境問題といわれています。また、その根本的な原因は、私たちの通常の社会経済活動や日常生活の活動基盤であるエネルギーの大量消費に起因していることから、県民、事業者、行政等、社会のあらゆる構成員が主体的、積極的に関わり、総力を上げ、温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

本県では、地球環境問題への対策として、平成 5(1993)年 8 月に、「エコネット 21 ひろしま(広島県地球環境保全行動計画)」を策定し、県民、事業者、行政が一体となり、県の特性に合った地球環境の保全・創造を進めながら、地球環境保全に向けていかに取り組んでいくか、その基本的な方向やそれぞれの行動原則などを提案しました。また、平成 7(1995)年 3 月に制定した「広島県環境基本条例」において、地球環境保全を基本理念の一つに位置付けるとともに、環境基本計画や地球環境保全に資する行動指針の策定、地球環境保全に関する国際協力を規定しました。そして、同条例に基づき、平成 9(1997)年に「広島県環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立や社会経済システムの転換を目指した足元からの取組推進が重要であるという認識のもとに対策に取り組んできたところです。

一方、平成 10(1998)年 3 月に、県は、自らが事業者・消費者としてその事務・事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的に「エコオフィスパラン」を策定し、エコオフィス運動として全庁的に取組んできました。平成 11(1999)年には、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行による地球温暖化対策実行計画策定義務付けを受け、エコオフィスパランを全面的に見直し、まず県自らが率先して総合的かつ計画的な取組みを実践するという認識のもと、県が排出する温室効果ガスの排出抑制と職員一人ひとりの省エネルギー・省資源行動の取組みの強化を図ることを目的として、平成 12(2000)年 3 月「広島県地球温暖化対策実行計画」を策定し、足元からの実効性のある温暖化対策に取り組んでいるところです。

また、平成 15(2003)年 3 月には、「広島県環境基本計画」の全面改定を行い、地球温暖化防止対策の施策を充実・強化し、産業・運輸・民生の各部門ごとの温室効果ガス排出抑制対策、新エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進等、今後の施策展開を明確にするとともに、重点的・戦略的に取組むべき重点プロジェクトとして位置付け、実効性のある対策に取り組んでいます。

なお、県民、事業者の温暖化防止活動の取り組み推進としては、平成 12(2000)年 4 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「広島県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。当センターでは、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動や地域の温暖化防止活動の相談・支援活動などを行っており、地球温暖化の現状や対策の重要性に対する理解や一人ひとりに求められる行動について普及啓発に取り組んでいます。

さらに、平成 15(2003)年 10 月に制定した「広島県生活環境の保全等に関する条例」において、温室効果ガス排出並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に関する総合的な計画を策定し、推進することとしています。

第1章 計画策定の背景と目的

平成 3年 9月 (1991年)	地球環境問題対策協議会	地球環境対策を総合的かつ計画的に進めるため、庁内に協議会を設置
平成 5年 4月 (1993年)	地球環境対策室の設置	地球環境対策を総合的かつ計画的に進めるため、全庁組織である地球温暖化対策室を設置
平成 5年 8月 (1993年)	エコネット21ひろしま	地球環境保全に向けて県民、事業者、行政が一体となって取り組む基本的な方向や各主体の行動原則を提案した県地球環境保全行動計画
平成 7年 3月 (1995年)	広島県環境基本条例の施行	環境保全に関する基本理念
平成 9年 3月 (1997年)	広島県環境基本計画の策定	広島県環境基本条例に基づき、環境関係施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定
平成10年 3月 (1998年)	エコオフィスプランの策定	県自ら事業者・消費者として事務事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動を推進するために策定
平成11年11月 (1999年)	オフィスコスト削減対策推進会議の設置	全庁的な内部管理費の節減(省エネ)対策を推進するために設置
平成12年 3月 (2000年)	広島県地球温暖化対策実行計画の策定	県が率先して効果的な地球温暖化対策を推進するための実行計画を策定
平成12年 4月 (2000年)	広島県地球温暖化防止活動推進センターの指定	地球温暖化対策法に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発や地域活動の促進等を図るセンターを指定
平成13年 4月 (2001年)	広島県グリーン購入方針の策定	環境への負荷の少ない物品等の購入を率先的に取り組むために策定
平成15年 3月 (2003年)	広島県環境基本計画の全面改定	新たな環境問題に的確に対応するため、平成9年に策定した計画を全面改定
平成15年10月 (2003年)	広島県生活環境の保全等に関する条例の制定	新たな環境問題に広範に取り組むため、自主的な取組手法を導入した広島県公害防止条例を全面改正
平成16年 3月 (2004年)	広島県地球温暖化防止地域計画の策定	県民、事業者、行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減に取り組むため、県全域を対象とした計画を策定